

また、相当期間が経過している案件については再度資力調査等を実施し、資力のない者については徴収停止措置、また、時効期間の経過している案件については借入者や保証人の時効援用などの意向を確認することにより、具体的な処理について手続を進めることとしており、具体的な調査方法やスケジュール等の検討を行っている。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農政部農村計画課	平成15年6月19日及び7月1日	平成15年10月1日
(報告公表事項) 国営土地改良事業直轄負担金の未収金（平成14年度末現在 109,962,821円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 国営土地改良事業直轄負担金の未納解消のため、土地改良区との十分な連携を図り受益農家の負担金支払い意識の高揚を図りながら、次のような対策を講じ、引き続き未収金の解消に努めたい。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 土地改良区に対する「未納解消対策」の提出指示</li> <li>(2) 土地改良区が行う臨戸徴収に同行</li> <li>(3) 未納金償還のための滞納整理委員会の設置を検討</li> <li>(4) 担い手育成支援事業、中山間地域等直接支払い制度の活用</li> <li>(5) 各地域振興局農業改良普及センターのプロジェクトチームを中心として、営農指導を強化し農家の所得向上を図る。</li> </ol>		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
林務水産部森林整備課	平成15年7月3日及び7月17日	平成15年10月1日
(報告公表事項) 社団法人熊本県林業公社への平成14年度末の貸付金残高が前年度末より約10億円増加し180億円を超えている。また、同公社が農林漁業金融公庫から借り入れた約70億円についても県が損失補償している。これら多額の貸付金等について、同公社が今後どのように償還していくのか、県として、償還計画等を提出させるなど貸付金の回収に支障をきたさないように留意していく必要がある。		
(改善措置) 平成14年7月、今後の経営改善方針立案のため、有職者を交えた熊本県林業公社経営検討委員会を立ち上げ、本年2月提言を受けたところである。 今後、提言に沿って改善策を具体化していくことが必要である。 なお、平成14年度末に農林漁業金融公庫からの借入金約50億円を低利の施業転換資金へ借り換え、約20億円の金利負担を軽減したところであり、本年度も、約4億円の借換えによる軽減を行う予定である。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
林務水産部漁港課	平成15年6月26日及び7月17日	平成15年10月1日
(報告公表事項) 公害防止事業費事業者負担金の未収金（平成14年度末現在 78,574,108円）及び漁港施設使用料の未収金（同 8,166,141円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 公害防止事業費事業者負担金の未収金については、滞納処分による債権回収を図ることとして、平成15年6月に債務者の資産調査を実施した。しかし、差押が可能な資産を発見するには至らなかった。今後も、資産調査を継続し、できる限り債権回収に努力する。また、漁港施設使用料の未収金については、牛深漁港浄化施設に係る使用料であり、利用者の経営状況悪化により、滞納が発生している。なお、平成15年10月10日現在では、1,486,391円徴収したところである。引き続き、電話督促、訪問徴収を実施し、未収金の解消に努める。		